

【電動キックボード等の交通ルールを定める道路交通法の一部改正】

森屋隆議員が参議院内閣委員会にて質問！

4月12日、参議院内閣委員会において、交運労協政策推進議員懇談会事務局長の森屋隆参議院議員が、「電動キックボードをはじめとするパーソナルモビリティの交通ルールを定める道路交通法の一部改正（道路交通法改正法案）」に関する質問に立った。

森屋議員は「当初は高齢者向けとして検討されてきた乗り物が、いつの間にか若者向けの電動キックボードに取って代わり、昨年10月に終了する予定であった実証実験は延長しながらエリアも拡大され、現在に至っている。そして、何よりも優先されるべきものは安全であるが、自転車と同程度の最高速度であることを理由にヘルメット着用は努力義務に留まり、その一方で運転可能な年齢を16歳以上としたことは自転車と異なり、自走する乗り物であることを理由とするなど整合性を欠き、なし崩し的に進められている。さらにトラック、バス、ハイヤー・タクシーの交通運輸産業に働くドライバーは、日々、安全運行に努めているが、現在でも自転車等の周囲への配慮に欠けた運転や、道路環境が十分に整備されていない状況により危険にさらされているにも拘らず、新たな乗り物を普及させようとしている。今次改正は時期尚早である」と指摘した。

この質問に対し、警察庁と経済産業省の担当者は、「自転車通行空間の整備促進、安全指導・取締りの強化に併せ、販売やシェアリングの事業者等と連携した購入者・利用者への交通安全教育が効果的に行われるよう努めていく。また、経済効果は、全世界で4~5兆円規模の成長が見込まれ、わが国では2021年時点で1.8~2万台が流通している」とし、二之湯国家公安委員長からは「電動キックボードによる事故は東京や大阪などの大都市圏で多く発生している。安全指導の徹底はもとより厳しい取締りを行うよう、警察庁に対応を求めていく」とそれぞれ答弁した。



最後に、森屋議員は「安全は全てに優先する。便利だから、経済効果があるからと押し進めるべきではない」と指摘し、発言を終えた。

その後、本法案は、同委員会において賛成多数で可決された後、11項目からなる附帯決議案を交運労協政策推進議員懇談会幹事である江崎孝参議院議員が提案し、採択された。

今後も交運労協は、安全な道路環境の整備に向けて取り組んでいく。

【別紙：道路交通法の一部を改正する法律案に対する附帯決議】 以上